

岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集案内書

令和2年度実施（令和2年11月設置分）

見積書提出期間：令和2年9月29日（火曜日）から令和2年10月6日（火曜日）
開 札 日：令和2年10月8日（木曜日）

令和2年9月18日

岡山市教育委員会

令和2年度 自動販売機設置事業者公募の流れ

岡山市有施設における自動販売機設置事業者の募集は、設置にかかる使用料（定額）及び電気代・水道代に加え、当該自動販売機の売上に対する自動販売機納付金を岡山市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）におさめていただくことを条件に、自動販売機の設置を希望する事業者を公募します。選考にあたっては、自動販売機納付金の最も高い納付料率を見積もった事業者を選考します。

① 自動販売機設置事業者募集要項の確認

自動販売機設置事業者募集要項公告: 令和2年9月18日(金曜日)



② 見積書の提出（郵送あるいは持参方式）

見積書提出期間: 令和2年9月29日(火曜日)から令和2年10月6日(火曜日)まで

※書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参によること【期限内必着】



③ 開札

開札 令和2年10月8日(木曜日)

同率事業者のくじ 令和2年10月8日(木曜日) ※開札後に引き続いて実施



④ 設置許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

申請・締結期限: 令和2年10月16日(金曜日)



⑤ 自動販売機の設置

設置期限: 令和2年11月1日(日曜日)まで

資料等の請求は

岡山市立中央図書館（電話 086-223-3373）

又は

岡山市公式ウェブサイト

<https://www.city.okayama.jp/0000025075.html>

岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集要項

この公募に参加を希望される方は、法令、岡山市の条例、規則、規程及びこの募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知されたうえでお申込みください。

1 公募物件

1 対象自動販売機一覧表は次のとおりです。

| 物件番号 | 施設名称 | 設置場所 | 設置台数 | 品目 | 最低納付金 料率 |
|------|-------|--------------------------|------|---------|-------------|
| 1 | 幸町図書館 | 岡山市北区幸町10番16号 幸町図書館1階 | 1台 | 飲料(蓋つき) | 15% |

詳細は、基本仕様書(7から9ページ)及び物件別仕様書(10から11ページ)のとおり

2 対象自動販売機について一括で選考し、設置事業者1者を決定します。

2 公募参加資格

公募に参加できるのは、次の条件を満たす方です。

(1) 岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格登録者名簿(以下「自販機公募登録者名簿」という。)において、名簿への登録が令和2年11月1日時点で有効な方。

(2) 物件仕様書に記載の販売品目が、自販機公募登録者名簿に記載の設置可能自販機に該当している方。

※自販機公募登録者名簿は岡山市公式ウェブサイトにて確認できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002794.html>

3 質問及び回答

自動販売機設置の仕様について疑義がある場合には、本市に対して説明を求めることができます。

| | |
|---------|---|
| ①受付期間 | 令和2年9月18日(金曜日)から令和2年9月25日(金曜日)まで 午前10時から午後6時まで(月曜日を除く。また木曜日は午前11時から午後7時まで) |
| ②提出方法 | 指定の書式「質問書(本募集要項13ページ)」により、持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。電話や口頭等による質問は受け付けません。 なお、参加資格審査、選考への質問は受け付けません。 |
| ③あて先 | 岡山市立中央図書館 FAX 086-223-0093 Eメール chuuoutoshokan@city.okayama.lg.jp |
| ④質問及び回答 | 岡山市公式ウェブサイトに掲載します。(質問者名は掲載しません。) 最終回答日時 令和2年9月29日(火曜日)午後3時 |
| ⑤その他 | 質問への回答内容は、この募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。 |

4 現地確認

現地説明会は行いません。機種によって商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認を行ってください。設置場所の確認を行う場合は、幸町図書館に事前に連絡のうえ行ってください。

本募集要項、基本仕様書及び物件別仕様書と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

5 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について

対象自動販売機について、自動販売機納付金料率（以下「納付金料率」という。）の見積りをしてください。市教育委員会が予定する最低納付金料率以上で納付金料率の見積りをした者の中から、見積もった納付金料率の最も高い者を設置事業者として決定します。

設置の許可に係る使用料及び電気代・水道代相当額については別途徴しますので、自動販売機納付金には含めないでください。

自動販売機納付金とは

自動販売機納付金は、公募グループ内の各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く）に自動販売機納付金料率を乗じて得た額に、100分の110を乗じた額です。

6 見積書

- 1 見積りは、所定の見積書を使用してください。本募集要項の13ページに様式があります。また、様式は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 見積書には、黒インクのボールペン（文字の消えないもの）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、納付金料率の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を使用し、小数第一位まで記載してください。
- 5 参加者は、その郵送した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 **前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。**
 - (1) 参加資格のない者のした見積り
 - (2) 最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り
 - (3) 納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り（訂正印を押印していても無効になります）
 - (4) 記入事項を判読できない見積り
 - (5) 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
 - (6) 記名押印のない見積り
 - (7) 今回の募集につき同一の名をもってした2通以上の見積り（代理人によるものも含む。）
 - (8) 受付期間内に到達しなかった見積り
 - (9) 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り

- (10) 二重封筒により提出されなかった見積り
- (11) 中封筒に封印がされていない見積り
- (12) その他見積りの条件に違反した見積り

7 見積書の提出（郵送又は持参方式）

| | |
|---------|--|
| 見積書提出方法 | <p>書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式</p> <p>※ 普通郵便による見積書の提出は無効となります。</p> <p>※ 郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回はできません。</p> |
| 受付期間 | <p>令和2年9月29日(火曜日)から令和2年10月6日(火曜日)午後6時必着</p> <p>※ 直接持参される場合は、中央図書館までお越しください。受付時間は、月曜日を除く、午前10時から午後6時までです。(木曜日は、午前11時から午後7時までです。)</p> <p>※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。(消印無効)</p> <p>※ 見積書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。</p> |
| 提出先 | <p>〒700-0843 岡山市北区二日市町56番地 岡山市立中央図書館</p> |
| 提出書類等 | <p>(1) 見積書</p> <p>ア 本募集要項の14ページに様式があります。様式は、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、「6 見積書」をご参照ください。自動販売機納付金料率を記入した見積書のみ提出してください。</p> <p>イ 見積書に必要事項を記入・押印し、中封筒に入れ封印してください。見積書及び封印に使用する印鑑は、自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑と同一のものです。</p> <p>ウ 中封筒には次の事項を記入してください。</p> <p>① 参加者名 ② 所在地 ③ 連絡先電話番号 ④ 担当者名</p> <p>⑤ 件名：岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集</p> <p>⑥ 開札日及び見積書在中</p> <p>※ ①参加者名 及び ②所在地については、自販機公募登録者名簿に登載されている名称及び所在地をご記入ください。</p> <p>※ ③連絡先電話番号 及び ④担当者名については、見積書提出にあたってのご担当者を確認するものですので、自販機公募登録者名簿と異なってもかまいません。</p> |
| 注意事項 | <p>【封入の際の注意事項】</p> <p>① 見積書を入れ封印した中封筒を、外封筒に入れる。</p> <p>② 外封筒表側に「令和二年十月八日開札、岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集、見積書在中」の旨を朱書きする。</p> <p>③ 外封筒裏側左下部に参加者名を記載する。</p> <p>④ 書留又は簡易書留郵便により郵送、あるいは持参する。</p> <p>【郵送又は持参方式に係る見積りの無効について】</p> <p>以下のような見積りは無効となりますのでご注意ください。</p> <p>① 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り</p> <p>② 二重封筒により送付されなかった見積り</p> <p>③ 中封筒に封印がされていない見積り</p> |

8 見積りの辞退

- 1 見積書の提出後、開札前までは見積り参加を辞退することができます。
- 2 見積り参加を辞退する場合は、見積り辞退届に記名押印のうえ、岡山市立中央図書館に見積り辞退届を直接ご提出ください。使用する印は自販機公募登録者名簿の資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。
- 3 見積り参加を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、自動販売機設置事業者決定後の設置辞退については、令和3年3月31日までの間に実施される自動販売機設置事業者の公募に参加できません。

| | |
|-------|--|
| 受付期間 | 令和2年9月29日（火曜日）から令和2年10月6日（火曜日）まで 月曜日を除く、午前10時から午後6時まで（木曜日は午前11時から午後7時まで） ※ 最終日は、受付時間を午前中（午前10時から午前12時まで）のみとします。 ※ 持参以外による見積り辞退届の提出はできません。 |
| 提出先 | 岡山市立中央図書館2階事務室 |
| 必要書類等 | 見積り辞退届 本募集要項の17ページ又は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (1) 記名押印してください。 (2) 使用する印は自販機公募登録者名簿の資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。 (3) 封印の必要はありません。 |

9 開札

| | |
|-------|---|
| 開札会場 | 岡山市立中央図書館2階会議室 |
| 開札日時 | 令和2年10月8日（木曜日） 午前10時30分開始 |
| 注意事項 | (1) 見積り参加者の入場は自由ですが、参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札の結果、参加者のうち最低納付金料率以上で最高納付金料率を見積りした者を設置事業者とし、開札会場内で発表します。 (3) 見積り結果については、参加者数、設置事業者名及び納付金料率を市公式ウェブサイトに公表します。 |
| くじの実施 | (1) 同率の見積りが選定事業者数以上ある場合は、開札に引き続いて、くじを引いていただき、設置事業者を決定します。 (2) 参加者がくじを引かないときは、この公募事務を担当しない職員が代行します。くじにより設置事業者を決定したときは、設置事業者の見積りにその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。 |

10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和2年10月16日（金曜日）までに、中央図書館あてに行政財産使用許可申請書（本募集要項19ページ）を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書（以下、「協定書」という。）を締結（本募集要項20ページに見本があります。）してください。

11 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ その他設置事業者が本市の使用許可の相手方として不適当と認められる場合

12 問い合わせ先

| | |
|---------------|--|
| 公募手続に関すること | 岡山市立中央図書館（担当：黒石） 電 話：086-223-3373 受付時間：午前10時から午後6時まで ※月曜日は休館 ※木曜日は午前11時から午後7時まで |
| 設置場所の確認に関すること | 岡山市立幸町図書館（担当：伏見） 電 話：086-234-5188 受付時間：午前10時から午後8時まで ※月曜日・第2日曜日・祝日は休館 ※土曜日・日曜日は午前10時から午後6時まで |

※ 仕様の内容に関する質問は、2ページ「3 質問及び回答」の手続きに従ってください。

岡山市公式ウェブサイト

トップページ > 事業者情報 > 事業を営んでいる方 > 市有施設への自動販売機設置 > 自動販売機設置事業者の公募について

アドレス <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002788.html>

又は「岡山市自動販売機設置」で検索

基本仕様書

物件別仕様書(11から12ページ)に特に定めのない事項については、以下のとおりとする。

1 施設使用の条件

1 施設使用の許可

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可(以下、「使用許可」という。)により行う。

2 施設使用の許可手続き

設置事業者は、中央図書館宛に、以下の書類を添付し使用許可申請書を提出すること。

(1) 設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面

(2) 自動販売機の管理関係証明書類 ※

※ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

3 使用許可期間

(1) 使用許可日から令和3年3月31日まで。ただし、各設置施設の管理運営形態・実績を勘案し、市教育委員会が適当と判断した場合には、1年ごとに更新し、最大5年(令和7年3月31日)まで更新できるものとする。

(2) 使用許可の期間の満了前でも、市教育委員会の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、また、施設の改廃等がある場合は、使用許可を取り消すことがあるが、この場合事業者に損害が生じても市教育委員会はその賠償の責を負わない。

4 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、市教育委員会の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。なお、使用許可に係る使用料は、使用許可期間ごとに決定するため、使用許可更新の際に変動することがある。

5 遵守事項

(1) 使用許可の条件を遵守すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、市教育委員会の指示に従うこと。

6 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市教育委員会に請求することはできない。

7 自動販売機設置の中止

市教育委員会の認める場合を除き、自動販売機の設置を中止することはできない。

また、自動販売機の設置を中止する場合(設置事業者が設置許可期間の更新を希望しない場合も含む)

は、3ヶ月前までに市教育委員会に書面で通知すること。

8 自動販売機の増設

市教育委員会が必要と判断した場合又は公募設置とは別途市内事業者の設置要望がある場合、施設内に自動販売機を増設することがある。

自動販売機の増設により設置自動販売機の売上の増減がある場合も、設置事業者は一切の補償を市教育委員会に請求することはできない。

2 自動販売機の規格等

- (1) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
- (2) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- (3) ホットアンドコールド機であること。
- (4) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- (5) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に充分配慮した環境対応型の機種であること。
- (6) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）
- (7) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。
- (8) 安全対策
 - ① 「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、市教育委員会の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
 - ② 「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、市教育委員会の責に帰することが明らかな場合を除き、市教育委員会はその責を負わない。
 - ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (9) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- (10) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

3 販売品目の条件等

1 販売品目

(1) 清涼飲料水等

ア 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。

イ 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

ウ 蓋つき（蓋ができるもの）であること。

2 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して市教育委員会が適当と認めた価格とする。

4 維持管理責任

(1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

(2) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを市教育委員会に提出すること。

ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。

(3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

(4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

5 自動販売機納付金の納付

(1) 自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とする。

(2) 自動販売機納付金は、市教育委員会の発行する納入通知書又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。

(3) 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上額が確認できる書面を中央図書館に報告するとともに、中央図書館が随時実施するトータルカウンター（売上本数）の確認作業に協力すること。

なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

6 その他必要経費等

(1) 自動販売機（付帯電気設備等を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、市教育委員会と協議のうえ、電気関係法令を順守して施行し、工事後は速やかに市教育委員会の確認を受けること。

(2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料等および水道使用料（下水道使用料を含む）については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。

なお、電気使用料等については、子メーターの指示値により計測した消費電力量等に基づき計算した金額、水道使用料については、水道メーターの指示値により当該施設の指定管理者が指定する金額とし、当該施設の指定管理者に全額納付すること。（水道は当該エリアのみの検針が現状で可能。）

7 その他

募集要項、基本仕様書、物件別仕様書、使用許可書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度市教育委員会と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

令和2年11月設置

公募自販機物件別仕様書

| | |
|------|----|
| 物件番号 | 1 |
| 設置台数 | 1台 |

1. 設置に関する仕様

| | | | | |
|--------|---|------------|-----------------|-----------|
| 施設名称 | 岡山市立幸町図書館 | | | |
| 施設所在地 | 岡山市北区幸町10番16号 | | | |
| 設置場所 | 岡山市立幸町図書館 1階 | 土地・建物の別 | ■ 建物 | |
| 設置場所寸法 | 幅 | 1,300 mm以内 | 既設自販機の有無 | ■ 無 (⇒新設) |
| | 奥行 | 1,500 mm以内 | 電気の子メーター | ■ 要新設 |
| | 高さ | 2,300 mm以内 | 使用済容器回収ボックス | ■ 要設置 |
| 設置開始日 | 令和2年11月1日 | 設置更新期限 | 令和7年3月31日 まで更新可 | |
| 特記事項 | <p>(1) 設置場所寸法には、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板・子メーター等を含む。</p> <p>(2) 既存の水道設備を利用することができるが、接続（工事）等については、設置事業者の負担において行うこと。なお、工事が必要な場合、当該エリアの美観を損なうことのないよう十分配慮するものとし、工事内容について事前に施設所管課の承認を得るものとする。</p> | | | |

2. 自販機に関する仕様

①販売品目

| | |
|------|---|
| 基本仕様 | コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。） 一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成 |
| 商 品 | ■ コールド ■ ホット |
| 容 器 | ■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パッチ ■ カップ式 |
| 販売価格 | 標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。 |
| 特記事項 | 蓋ができるものに限る。 |

②自動販売機の規格

| | |
|----------|---------------------------|
| 外観(デザイン) | ■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。 |
| 機 能 | ■ ホットアンドコールド機 |
| 特記事項 | |

3. 設置許可

| | |
|------|--|
| 許可名称 | ■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可 |
| 使用料等 | ■ 月額 410 円/㎡ (根拠条例：岡山市立図書館条例第9条) |

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度ごとに変動する可能性あり。

4. 納付金最低料率

| | |
|---------|-----|
| 納付金最低料率 | 15% |
|---------|-----|

5. その他

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 同一施設内の他の自販機 | ■ 無 -() 台 [販売品目:-] |
|-------------|-------------------------------|

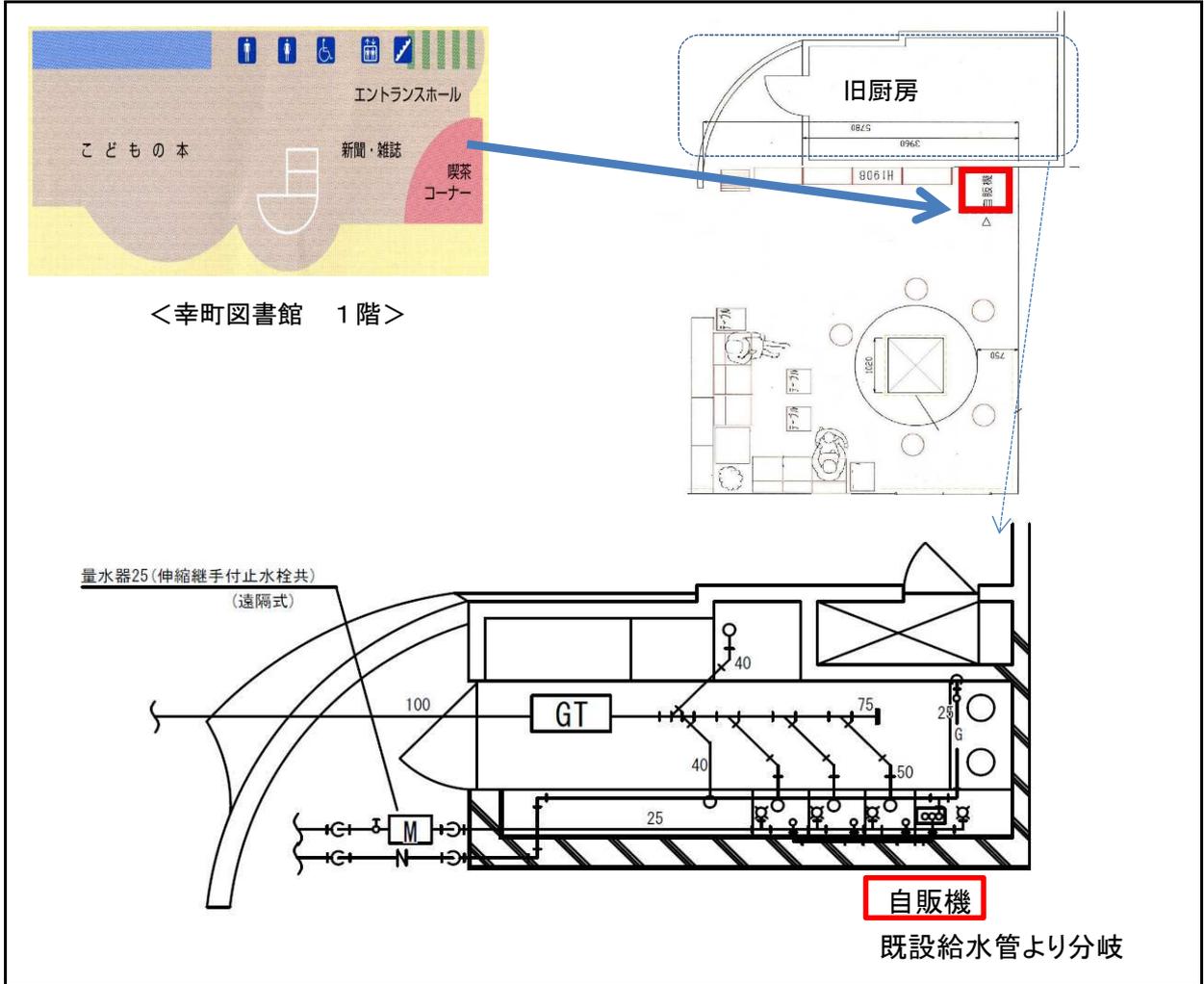
6. 参考データ

| | |
|-----------------|--|
| 利用者実績 または見込み | 幸町図書館個人貸出人数：207,389人/年（来館者はこれより多いが統計なし） 開館日数：278日/年 (※令和元年度実績) |
|-----------------|--|

7. 設置に関する問い合わせ先

| | | | |
|-------|-------|-----|--------------|
| 施設所管課 | 中央図書館 | 電 話 | 086-223-3373 |
|-------|-------|-----|--------------|

8. 設置箇所詳細図



9. 現況写真



質 問 書

岡山市立中央図書館 宛

F A X 0 8 6 - 2 2 3 - 0 0 9 3

E-mail chuuoutoshokan@city.okayama.lg.jp

(質問者)

住所又は所在地

商号又は名称

(担当者)

氏 名

電 話

F A X

E-mail

| | |
|------|--|
| 質問項目 | |
| 質問内容 | |

※ 質問がある場合は、本質問書を令和2年9月25日（金曜日）午後6時までに、岡山市立中央図書館まで持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。

なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話にて到着を確認してください。

※ 質問項目については「基本仕様書 P〇〇 番号〇〇 の 〇〇〇〇について」等、具体的に記入してください。

※ 質問への回答については、質問者に対しファクシミリ又は電子メールで個別に回答するほか、令和2年9月29日（火曜日）午後3時までに岡山市公式ウェブサイトに掲載します。

なお、質問者名は公表しません。

見 積 書

令和 年 月 日

岡山市教育委員会 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

| 自動販売機納付金料率 | | | |
|------------|--|---|---|
| | | . | % |

【注意事項】

- 自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。
- 見積りする自動販売機納付金料率を記載すること。
- 設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- 自動販売機納付金料率は、算用数字を用い、小数第一位まで記載すること。
- 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、市へ納付する販売手数料率を記載すること。

見 積 書

記載例

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山市教育委員会 様

住所又は所在地 岡山市北区大供一丁目○○-○○

商号又は名称 株式会社○○○○

代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○

自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。

印

岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

| 自動販売機納付金料率 | | | | |
|------------|---|---|---|---|
| ○ | ○ | . | ○ | % |

【注意事項】

- 自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。
- 見積りする自動販売機納付金料率を記載すること。
- 設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- 自動販売機納付金料率は、算用数字を用い、小数第一位まで記載すること。
- 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、市へ納付する販売手数料率を記載すること。

封筒記載例（見積書の郵送又は持参）

※書留又は簡易書留郵便による郵送あるいは持参に限る。

中封筒（表）

①参加者名
②所在地
③連絡先電話番号
④担当者名
⑤件名：岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集
⑥開札日 令和2年10月8日
見積書在中

中封筒（裏）

印
印
印

※封印に使用する印は、参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。

外封筒（表）

700-0843

岡山市立中央図書館 行

岡山市北区二日市町五十六番地

令和二年十月八日開札
岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集
見積書在中

※必ず朱書きしてください。

外封筒（裏）

参加者名

※裏側左下部に参加者名を記載してください。

見 積 辞 退 届

令和 年 月 日

岡山市教育委員会 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和2年10月8日開札の岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集において、都合により見積りを辞退します。

【注意事項】

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 使用する印は、自販機公募登録者名簿の資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。記名押印のないもの並びに他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。

見 積 辞 退 届

記 載 例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市教育委員会 様

住所又は所在地 岡山市北区大供一丁目〇〇-〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

自動販売機設置事業者
公募参加資格審査
の使用印鑑届に押印し
た印を使用すること。

印

令和2年10月8日開札の岡山市立幸町図書館自動販売機設置事業者募集において、都合により見積りを辞退します。

【注意事項】

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 使用する印は、自販機公募登録者名簿の資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。記名押印のないもの並びに他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

岡山市教育委員会 様

使用者

住 所

氏 名

印

下記により行政財産を使用したいので、許可願いたく申請いたします。

記

1 使用しようとする財産の表示

- (1) 所在地
- (2) 名称及び数量

2 使用目的及び使用を必要とする理由

3 使用期間

4 添付書類

- (1) 関係図面
- (2) その他の関係書類

5 その他必要な事項

自動販売機設置管理協定書(見本)

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が行政財産目的外使用許可申請に基づき設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、行政財産目的外使用許可書に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

（設置場所及び台数）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所：

設置台数： 台

（行政財産目的外使用の許可及び使用料）

第2条 乙は、甲の指定する期日までに、自販機の設置に伴う行政財産目的外使用許可の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

（協定期間）

第3条 自販機の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。

ただし、設置施設の運営形態や自動販売機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和 年 月 日まで引き続き使用許可を行う。

2 本協定の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

（電気使用料）

第4条 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

2 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、自販機を設置する施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による電気使用料を、指定管理者の指定する期日までに納めなければならない。

（水道使用料）

第4条の2 自販機の運転による水道使用料（下水道使用料を含む）の額は、水道メーターの指示値により計測した水道使用量に基づき、指定管理者が指定する金額とする。

2 乙は、前項の規定による水道使用料を、指定管理者の指定する期日までに納めなければならない。

（自動販売機納付金）

第5条 自動販売機納付金は各自販機の売上実績額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に、納付金料率 . % を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び納付金額を、当該月の翌月日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、納付金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

(設置費用等)

第6条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

(販売品目の構成等)

第7条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

(1) 販売品目については、飲料(缶、ペットボトル、ビン類又はカップ式)とし、多品種、多品目で一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とするよう努めること。

(2) 販売開始後に甲から(1)の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。

(3) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

(4) 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は行わないこと。

(販売価格)

第8条 販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して甲が適当と認めた価格とすること。

(維持管理責任等)

第9条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。

4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。

5 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認したうえで安全に設置しなければならない。

ならない。

7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(自販機設置の中止)

第10条 乙は、[行政財産目的外使用許可申請](#)を取り下げることにより自販機の設置を中止することができる。

2 前項の規定により[行政財産目的外使用許可申請](#)を取り下げるときは、乙は3ヶ月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により[行政財産目的外使用許可申請](#)を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第12条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。

ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(自販機の盗難及び破損)

第13条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(売上調査)

第14条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(自販機の交換)

第15条 乙が、自販機の交換（リプレース）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

(協定解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、[行政財産目的外使用許可](#)を取り消し、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 本協定の条項に違反したとき。
- (2) 事業の存続が困難であると認められたとき。
- (3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (4) 第3条、第5条及び第6条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3ヶ月以上経過してしてもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

4 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第17条 乙は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第18条 この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市教育委員会
教育長 菅野 和良

乙 住所

氏名